

令和元年度 第1回自治会・行政連絡会議 会議録

会 議 の 名 称		令和元年度 第1回自治会・行政連絡会議
開 催 日 時		令和元年5月14日（火） 19：00～20：50
開 催 場 所		役場庁舎2階 第1会議室
出席者	自治会・町内会	若宮 岩見健治、矢尾 林徳一、イトーピア（早島）河口謙吾、日笠山三垣克司、中山 森下真吾、ニュー早島 渡辺良弘、大池 林英治、備南台 齋藤秀之、金田 坪井徹臣、下野 池上正治、噂島 坪井郁夫、塩津 谷本義彦、真磯台 三村一平、市場 原隆一郎、頓行 岡崎克喜、小浜 藤原勝海、花町 小野哲也、塩地 藤本慶一、片田 六谷建三、舟本 井上明、三軒地 板倉史享、久々原 大山卓志、長津・畑岡 渡邊幸晴、宮崎 亀山高生、弁才天 蜂谷賢一、前潟 野田勉、下前潟 中田公二 （欠席．無津 谷本翔馬）
	行 政	町長、副町長、教育長、総合政策監、議会事務局長、出納室長、総務課長、町民課長、健康福祉課長、税務課長、建設農林課長、上下水道課長、学校教育課長、生涯学習課長、
	事務局（まちづくり企画課）	安原、下井、妹尾、松下、中川、大森、綱島、山林
	関係機関	倉敷警察署（早島交番） 社会福祉協議会 江本常務理事、小郷
会 議 次 第		1. 開 会 2. 町長あいさつ 3. 自己紹介 4. 連絡事項 （1）役場の業務担当部署について【資料No.1】 ＜まちづくり企画課＞ （2）令和元年度主要行事予定について【資料No.2】 （3）自治会・町内会への補助メニューについて【資料No.3】 ＜総務課＞ （4）防犯灯のLED化について【資料No.4】 ＜町民課＞ （5）マイナンバーカードの申請補助について【資料No.5】 （6）特定健康診査について【パンフレット】 （7）自治会等リサイクル補助金、一斉清掃について【対象自治会のみ配布物有】 ＜健康福祉課＞ （8）日本赤十字社への募金について【資料No.6】 （9）民生委員候補者の推薦について【資料No.7】 ＜早島町社会福祉協議会＞ （10）社会福祉協議会の業務について【資料No.8】 （11）赤い羽根 福祉のまちづくり助成事業について【資料No.9】 ＜倉敷警察署＞ （12）早島交番からのお知らせ【資料No.10】 5. 自治会役員等選出方法のアンケート実施について（要望） 6. 閉 会

会 議 資 料	・ 次第 【資料No. 1】令和元年度役場業務の一覧 【資料No. 2】令和元年度行事予定表 【資料No. 3-1】自治組織の活性化を目指して 【資料No. 3-2】平成 31 年度早島町自治会等活動推進補助金一覧表 【資料No. 4】防犯灯LED化事業について 【資料No. 5】マイナンバーカードのオンライン申請をお手伝いします 【資料No. 6】赤十字募金運動ご協力お願い 【資料No. 7】民生児童委員候補者の推薦について(ご依頼) 【資料No. 8】社会福祉協議会とは？ 【資料No. 9】赤い羽根 福祉のまちづくり活動助成金交付要綱 【資料No. 10】交番・駐在所速報
---------	--

会議録作成者	まちづくり企画課 妹尾 令和元年 5 月 1 5 日作成
会 議 内 容 （ 要 点 ）	

1. 開会

2. 町長あいさつ

令和元年、はじめての自治会行政連絡会議となります。昨年から引き続きの方、新たな方いらっしゃいますが、よろしくお願いいたします。

5月1日に改元が行われ、令和の時代が始まりました。改元を祝うということで、5月1日の夜中に婚姻届を持ってこられた方がいらっしゃいました。また翌日にも2組の婚姻届があり、合計3組のご夫婦が早島町で誕生しました。非常にめでたいことだと思います。鶴崎神社には5月1日、正月並みの大変大勢の参拝客がいらっしゃったそうです。一つの時代が変わったのだと感じたところです。役場でも新年度がスタートして一か月が過ぎました。様々な事業を今年度も進めてまいりたいと思います。

さて、今町では、役場と駅のまわりを市街化区域にしようということで、2年前から県と協議をしています。早島町の人口はありがたいことに増えていますが、まとまった土地がない現状があることから、役場周辺と駅のあたりに居住できる土地を作っていくということで、県にもすでに基本的なことは理解いただきながら、進めているところです。また、国道2号バイパスの混雑については皆さんも実感があるところと思いますが、一日9万台の走行があります。特に込み合う部分として、妹尾から倉敷の新田あたりと、広島に一箇所、合計2か所が知られており、1か所に早島も該当しています。2号バイパスの渋滞対策については、国でもワーキンググループを立ち上げていただき、今年からやっと国と協議ができる体制になっています。まずは評価計画をつくって、実施計画にもっていくということで、対策をやっていききたいという風に思っています。

駅のバリアフリー化については、国から来ていただいている理事が動いて、JR、国とともに、実際に協議段階に入っている。エレベーターと屋根をつけて、駅だけではなく早島の顔になるような駅舎と複合施設を作ることを進めていきたい。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 自己紹介

自治会長、役場職員自己紹介

4. 連絡事項

資料確認

司会：次第の順と異なりますが、本日倉敷警察署からお知らせに来ていただいているため、順を入れ替えまして、まず（12）からご説明させていただきます。

倉敷警察署（早島交番）：（12）について説明

警察が発行しておりますお知らせを各地区の回覧版で回していただきたいというお願いをさせていただきたい。近年、特殊詐欺の被害が後を絶たない。早島や倉敷という身近な場所でも実際に被害が発生している。被害に合われた方は、このような詐欺の情報を知らないということが見受けられる。このため、警察では、詐欺などの情報に少しでも接していただきたいと思い、回覧の依頼をさせていただく次第。毎月発行している広報紙と臨時発行の号外がある。これを各自自治会長さんのお宅に早島交番の勤務員が直接お持ちするので、回覧をしていただきたいと考えている。なお、自治会長さんのご住所に関しては、本日この配布の仕方にご賛同いただけるようであれば、町へ所定の手続きを踏んだうえで、自治会長名簿を提供いただくことを考えている。少しでも町内の皆様に情報が届けばと思う。随時改善してまいりたいと考えているので、ご理解をいただき、回覧にご協力いただければと思う。よろしくお願いいたします。

企. 警察の方から、情報提供をしていただけるということで、直接交番の方が自治会長さんのお宅に届けてくださるということだが、ご協力いただければと思う。

Q. 時期はいつになるのか。自治会の会議が定期的にあるのだが。たとえば5月だと26日に会議がある。会議に間に合えば会議で配布できるのだが。

A. 毎月、月末には完成しているので、5月であれば26日までにはお届けできると思う。

Q. 見本は5月になっているが、毎月発行か。毎月回覧をしてほしいということか。

A. 毎月発行であり、毎月回覧をお願いしたい。月末にはお届けできると考えている。

Q. 各自治会の回覧部数は世話人の数と異なるが、必要数の把握はどのようにするのか。

A. 必要部数を役場からお聞きして、数をそろえてお届けする。

Q. 広報紙の配布時に同封して配布しては。

A. 作成の日程が広報の発送には間に合わないということで、直接持参する方法を取りたい。

Q. 本日の資料は回覧物ではなく見本という理解でよいのか。

A. そのとおり。

Q. 地域の役員（警察協力員等）がすでに回覧をしている地域があるはずである。今回新たに自治会長に配布することで、2重にならないようにしておいてほしい。

A. 各地域で世話をさせていただいている方については、直接調整させていただく。

（１）役場の業務担当部署について【資料No.1】

各課長から課の担当業務を紹介

まちづくり企画課：（２）～（３）の資料を続けて説明

（２）令和元年度主要行事予定について【資料No.2】

資料に沿って説明。以下補足。

表の太字が自治会に関係深いものとなっている。

ご確認のうえご周知のほどよろしく願いいたします。

（３）自治会・町内会への補助メニューについて【資料No.3】

資料に沿って説明。以下補足。

地域コミュニティ活動推進事業費補助金については、各事業3年間を補助限度としているが、各自治会1事業のみ補助率1／3で継続補助ができる。また、複数自治会が共同で行う活動については、補助率を2／3としている。お気軽にご相談ください。

子ども広場等整備費補助金については、昨年度から時計、給水施設、照明、ベンチが新たに補助対象に加わっている。

防犯灯設置については、防犯灯は昨年度から町へ移管されたが、新規にLED防犯灯を設置したい場合で、①～⑥の基準を満たしている場合は、設置申請ができるのでご相談ください。設置費用は全額町が負担する。

どの補助もまずは担当課にご相談いただくとスムーズに手続きが行えるので、まずはご相談いただきたい。

なお、補助パンフレットの最終ページには申請の必要のない補助金を掲載している。①の活動推進費補助金については、【資料3-2】に今年度の金額をお示ししており、5月分の振込は5月31日を予定しているのでご確認いただきたい。

Q. 書類を町内会の会議をする時に、【資料No3-2】を役員に配布して役員に見てもらおうと思うのだが、構わないか。

A. 構わない。自治会の会議で使われる資料の複写については、町でお手伝いさせていただいているので、お知らせください。

- Q. 今回初めての方もいらっしゃると思う。資料 No3-2 の補助金などはもう少し説明があったほうがよいのでは。
- A. ご意見ありがとうございます。補足ですが、自治会の口座については、年度の当初に届けをさせていただいており、資料 3-2 の①については、この指定の口座に 5 月と 11 月に振り込ませていただく。金額の通知がはがきで届くようになっている。
- また、②については、広報紙の配布実績に応じて年度末に自治会長に実績を報告し、その後、通帳に振り込みをさせていただいている。その他も含め、補助金関連で分からないことがあれば、まちづくり企画課にご連絡いただければと思う。
- Q. ごみステーションについて聞きたいのだが、宮崎で造成が進んでいて民家が増える予定。新しく増えた家のごみステーションについて、既存のごみステーションを使わせてほしいという話をしているのだが、行政として、何軒以上だと一つ新たに設けなければいけないという基準があるか。
- A. 基準はない。宮崎は 29 世帯が増えると聞いているが、29 世帯が既存に加わるとなると難しいのではと思うが。
- Q. 29 軒はまとまって別で新設すると聞いている。他に数軒ずつの増加がある。
- A. 増える軒数によって、自治会で増やした方がよいとなって、理解が得られる場所があれば、設置について相談いただければと思う。
- Q. 1 ゴミステーションが 10 軒以上になると実質大変。
- A. 大きさにもよるが、行政としては、規模や利用世帯数の指導はしていない。お困りであればご相談いただきたい。たとえば手狭になっているということであれば、既存のものを大きくするなり、新たに設けるなりの相談に乗らせていただく。
- 総務課：(4) の資料を説明
(4) 防犯灯の LED 化について【資料 No.4】
資料に沿って説明。以下補足。
- LED 化の残りについて今年度実施予定。個人所有のものについても所有者と協議して移設を進める予定である。建物や塀についている。
- 今年度の事業をもって、町内の全てが LED 化になる予定であるが、年度末時点で蛍光灯が残っていたり、自治会から電気代が引き落とされていたりする等のケースがあれば総務課にご相談いただきたい。
- 別件だが、防災無線のスピーカーで、J アラートの試験放送が年 4 回、緊急地震速報の試験放送が年 4 回ある。そのうち、J アラートの試験放送が、明日 5 月 15 日の午前 11 時にある。6 月 18 日には緊急地震速報の試験があるので、お知らせさせていただく。
- Q. 中学校の近くに防犯灯が少ないと感じている。生徒も暗いところに集まる傾向がある。このような場合、自治会としては町にどのように要望をすればよいのか。
- A. 【資料 No3-1】の 5 ページをご覧ください。事例 6 で防犯灯の設置がある。設置基準を設けているので、この基準に合致すれば、町の総務課へ新設の申請用紙があるので、ご提出いただきたい。
- Q. 申請をしたことがあるが、けっこうスムーズに設置していただいた。
- また、一つお礼だが、LED 化されて明るくなり喜んでいる。自治会の電気代負担もなくなりありがたい。明るすぎていけないという人もいるが。

町民課：（５）～（７）について続けて説明

（５）マイナンバーカードの申請補助について【資料No.5】

資料に沿って説明。

（６）特定健康診査について【パンフレット】

資料に沿って説明。以下補足。

集団検診の対象を今年度から増やした。対象者には受診券を５月末にお届けする。広報紙５月号と６月号に関連のご案内を折り込んでいるので、詳細はこちらでご覧いただきたい。

ご自身の健康状態を毎年確認するため、年に一度は特定健診を受けていただきたい。声を掛け合っていただき、一人でも多くの方が受診していただきますようお願いしたい。

（７）自治会等リサイクル補助金、一斉清掃について【対象自治会のみ配布物有】

資料に沿って説明。以下補足。

５月２０日にリサイクルの補助金を振り込ませていただく。

第１回の一斉清掃も無事終了した。今後も第２回以降続くので、よろしくお願いしたい。

（４）～（５）の質疑

質疑なし

健康福祉課：（８）～（９）について続けて説明

（８）日本赤十字社への募金について【資料No.6】

資料に沿って説明。以下補足。

６月２８日の提出期限となっている。ご協力をお願いしたい。

（９）民生委員候補者の推薦について【資料No.7】

資料に沿って説明。以下補足。

任期が１１月３０日までとなっていることから、推薦をお願いしたい。別添の１に参考人数を、別添２に選任要件をつけている。なお、年齢要件については、これを超える年齢の方を推薦される際には事務局にご相談いただきたい。複数の自治会から１名を推薦いただいている場合は、各自治会長の連名で推薦いただくことになる。

また、次回１１月の会議では、愛育委員と栄養委員の推薦をお願いする予定である。よろしくお願いしたい。

Ｑ．民生委員の推薦において、会社員を選ぶ場合は会社の証明書か承諾書がいるのか。これをとれる人でないと頼めないということか。

Ａ．月１回定例会を開いているので、承諾書が義務付けられている。

Ｑ．ならば定年の方等、現役以外を探すしかないのか。

Ａ．承諾が取れば会社員の方でも構わない。

Ｑ．推薦の候補者が決まらなかったらどうなるのか。

Ａ．民生委員の会議でも後任の方の推薦にお力添えいただけるようお知らせさせていただく。

Ｑ．自治会長では民生委員の詳細が分からない。

Ｑ．全国一斉改選だと思うが、人探しは大変。行政からも今の民生委員にしっかり頼んでほしい。受けてくれる人が少なくなっている。

Ａ．ご相談に乗りますのでよろしくお願いしたい。

Q. 会社の証明の件については、私も民生委員をしているが、現役の会社員を推薦する場合でも、今の時代、企業も社会貢献をうたうので、まず大丈夫だと思う。

社会福祉協議会：(10)～(11)について続けて説明

(10) 社会福祉協議会の業務について【資料No.8】

資料に沿って説明。

(11) 赤い羽根 福祉のまちづくり活動の助成金について【資料No.9】

資料に沿って説明。以下補足。

自治会も活動助成金の交付対象となり得るが、活動内容が福祉活動に限られる。詳しくはお問い合わせいただければと思う。

5. 自治会役員等選出方法のアンケート実施について（要望）

(町) 塩津町内会から5月7日にご要望があったもので、各自治会でどのような選出方法をされているのかお聞きしたいというもの。まずは会長からお聞きした内容を事務局から説明させていただく。

塩津では、区域を5つのブロックに分けてスムーズな役員交代が行われるよう平成21年に役員選定基準を制定した。役員を各地区から選出することで、活動のマナー化を防ぎ、自治会活動への理解が深まるとともに、一層の活性化を図れたらと思ってのこと。役員は5名で構成される。このような運用を行っているが、各自治会ではどのようにされているか、おききたいというもの。

(塩津) 時間をとって申し訳ない。塩津では役員5名体制をとっている。先ほど、皆さんの自己紹介の際、長い方では6年くらいという話もあったが、以前は塩津も長い方がおられたが、長く務めた方の後を引き継ぐのが大変で、全体を見渡しても偏ってしまうということがあったため、5ブロックの制度を整えたところ。ただ、ブロックの中で誰にも頼める人がいないから、組合長がそのまま役員にならざるを得ないということもある。役員をお願いするにはそれぞれご苦労があると思うのだが、他の自治会はどのような選出をされているのか、参考にさせていただければと考え、アンケートのような形をとらせていただければと思っている。

(町) このような要望を受け、まちづくり企画課の方でアンケートを作成して、みなさんにお送りし、結果をこちらで一覧表にまとめて各自治会で結果を共有していただける形を取れたらと思う。また、自治会役員だけでなく、行政委員についてもご苦労があると思う。基準を定められている例などあったら回答で教えていただければと思う。

Q. 自治会は地域の助け合いだから、一人にさせてはいけない。みんなでフォローしないとけない。地域で事情が異なると思うが、気持ちよく役をやっている人がたくさんいる。自治会長一人じゃなくみんなでする気持ちを持ったらそんな問題は解消すると思う。アンケートの実施自体はよいと思うが、効果は不明。自治会長はやってみるとそんなに負担なものではない。

Q. 少し意見が違う。自治会長を自分の意思でやられている方がいったいどのくらいいらっしゃるか。実際に28人中どのくらいおられるだろうか。実際にやってみると大変。神事まである。引くに引けないが、本当に大変。運動会にしてもそうだが、町も行事を簡素化できないのか。先日も栄養委員のやり手が出ず自身で受けるしかないかというところにまで行った。事業の仕訳と縮小ができないのかと思う。それくらい苦労している。分かっているのか。

Q. 町長はどのように考えているのか。

Q. アンケートの趣旨がわからないからここで議論しても始まらない。

Q. お時間を取って申し訳ない。選出基準があれば知りたいと思う。

A. 基本的には各自治会の選出基準を集めさせていただければと思うがどうか。

Q. 規約は毎年度町に渡していないか。

A. 全ての自治会が出しているわけではない。

Q. アンケートを行って把握できるものではないと思う。問題は基準どおりにスムーズにいかないことだと思う。

A. 町の方で返信用封筒を入れてお願いをさせていただくので、基準をご提供いただくということではどうか。

Q. その中で工夫してよかったことなどあれば教えていただきたい。

A. 皆で共有できる形ができればと思う。

Q. 一つよいだろうか。回覧のことだが、さっき警察からの依頼もあったが、各地域で地区公民館の掲示板をされているところはあるだろうか。回覧は多いと嫌がられる。一斉清掃や行事などの情報を公民館の前に掲示板を設置してそこに貼り出すようなことができればと思う。

また、町長にも言いたい、昔の小字を残してほしい。岡山市倉敷市では、地区公民館に掲示板の設置がある。回覧ではなく、掲示板の設置があればと思う。

Q. 理想論を言ってもしかたないのでは。

A. 自治会で掲示板をしたいという例があれば、まちづくり企画課にご相談いただければと思う。

Q. 4月の広報紙に施政方針が出ているが、去年も今年も書いてあったが、「徹底して無駄をなくし未来に投資する」とあるが、さっそく無駄を見つけた。コミュニティバスの時刻表を4月の広報紙に折り込んで配布されたが、去年の11月の自治会長会議でこれを配られた。必要数を持って帰ってくれと言われ、持ち帰って配布した。4月号で配布されたものと中身は全く同じ。裏表のカラー刷りで一枚あたりの単価は知らないが、10万以上のお金がかかっているのでは。また、1月からバス時刻が変わっているのに、3か月遅れでなぜ配布したのか。考えが理解できない。11月に自治会で配布してくれという手間をかけたうえに、再度同じものを配布している。

もう一つ、バス時刻が変更となった経緯を聞いた。運転手の適正な休憩時間の確保という理由は理解できるが、この改正のせいで、小学生の子供が帰る時、学校で自習を30分ほどしてから帰っているそうで、学校の先生がその時間には会議があつてバス停まで一緒に行けないと、こちらにボランティアの依頼がある事態が生じている。バス時刻の変更の際に、学校の子供のことは考えられなかったのか。

A. ご質問の件については、まとめてご説明させていただく。

Q. 個人的に聞くだけで納得できない。文書で回答のうえ、皆さんに回してほしい。

6. 閉会(20時50分)

あいさつ：副町長

長時間の会議となり申し訳ありませんでした。初めての方にとっては十分な説明でなかったかもしれない。気軽に担当課にご相談いただき、担当課が分からない場合は、まちづくり企画課へお尋ねください。制度をふんだんに使っていただき、よい町だと感じていただければ。本日はありがとうございました。

以上

※Q. 自治会長 A. 町